

第30回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月19日（金）午後1時30分から
- 2 場 所 自治会館9階第1・2会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、黒沼 吉弘、滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 ぬい子、鈴木 正男、
小栗山 喜一郎
- 専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水 産 課 宮嶋課長
大槻漁業調整班長、五味副主査
篠原漁船漁業班長、植木副主査
- 漁業資源課 原課長
三井資源管理班長、川合主査
- 水産事務所 銚子：迫所長、高橋技師
館山：山田所長
勝浦：小森所長、末永課長
- 水産総合研究センター
尾崎資源研究室長
- 事 務 局 信太副技監、高山副主査
- 4 議事事項
- (1) 千葉海区における漁業の免許について（諮問）
 - (2) 火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (3) 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (4) うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間、許可の基準及び許可の有効期間について（諮問）
 - (5) うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
 - (6) 第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について

(7) その他

5 審議経過

【信太副技監】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第30回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

初めに、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、梅雨が明けて暑い中、また、大変お忙しい中、第30回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、報道がありましたとおり、WCPFCの北小委員会において太平洋クロマグロの大型魚の50%増、小型魚の10%増が合意されたとのこと。最終決定は12月のことですが、増枠に向けて前進したことに期待をしております。

次に、浜の状況ですが、銚子・九十九里ではカタクチイワシが好調で、6月には中ゴボウを主体に、平年の約5倍にあたる6,000トンを超える水揚げがあったと聞いております。

また、あと10日ほどでイセエビ漁が始まり、いよいよ磯根漁業の本格的なシーズンを迎えます。県水産総合研究センターの予測では、イセエビの漁獲量は昨年と同じ程度とのこと。イセエビの水揚げで浜が活気づくことを期待しております。

次に、6月以降の委員会に関係する動きですが、本県の中型まき網漁業の神奈川県海面への入漁協定について、7月16日に千葉・神奈川連合海区協議会が神奈川県で開催されました。神奈川県側から相互入漁の協定となるよう、千葉県へのまき網の入漁の申入れがありましたが、本県沿岸の操業状況等を丁寧に説明するなどし、結果、現行どおりの内容での更新となりました。当日出席された鈴木会長代理、松本委員におかれましては、暑い中、大変お疲れさまでした。

本日御審議いただく案件は、漁業の免許と、火光利用さば漁業、あじ・さば棒受網漁業及びうなぎ稚魚漁業の制限措置等についての諮問及びうなぎ稚魚漁業の許可方針と小型定置漁業の漁具設置についての協議についてです。

いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【信太副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨の連絡がありました委員は、鈴木会長代理、清水会長代理、本田委員、坂本委員、和田委員の5名でございます。

委員定数15名のうち10名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員、北澤専門委員から出席できない旨の連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。黒沼委員と江野澤委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

続いて、議題に入ります。第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【大槻班長】

説明概要：9月1日免許予定の共同漁業権（短共第1号～第3号）及び8月20日免許予定の区画漁業権（短区第1号～第9号）について、競願はなく現在の漁業権者から免許申請があり、その内容を審査したところ、いずれも必要書類が全て添付され、適格性があり、漁場計画の内容と同一である

こと等、漁業法第71条の免許をしない場合に該当しないことから、これらの申請者に免許することを諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

なお、この第2号議案と、この後審議予定の「あじ・さば棒受網漁業」に係る第3号議案は、後日開催する千葉・東京連合海区漁業調整委員会と一都三県連合海区漁業調整委員会において審議、決定された上で知事に対し、答申・回答することになりますので、その点について御了承の上、御審議をお願いいたします。

それでは、事務局から朗読をお願いします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【篠原班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置

及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

どうも御説明ありがとうございます。12ページの許可の有効期限ですが、これは毎年、単年度ですよ。かなり長いことこういう形でやってきていて、例えば数年延ばすとか、一都三県で話し合いとか、そういうものはなかったのでしょうか。これをするのは行政効率上も結構大変だったと思うので、お伺いしたいと思いました。よろしくお願いします。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

先ほども御説明しましたが、過去から、一都三県において、関係者も多いということで、1年以内の短期許可としているという現状がございますが、今後に関しましては、期間の延長も含めて、一都三県で、まずは行政で内容を検討しながら、関係県の意見を聞いて検討していくというような形になるかと思えます。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。もう一つ、よろしいでしょうか。

【石井会長】

はい。

【黒沼委員】

ありがとうございます。去年も質問したことですけれども、15ページの上の表、下の表にも関連しますが、ここのただし書のところに「便宜上、東京都海面における操業実績として報告されています」と記載がありますが、これが一都三県の交渉の中での統計資料として、このことがきちんと書かれているのかどうかということをお聞きしたいと思って質問しました。

というのは、今後も何かそういった形で長年関係を築いていくときに、TACのような形で漁獲を割り当てなければならないようなときに、いや、これは東京都のものと言われると非常に困るんじゃないかなと思ったものですから、質問させていただきました。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

多分、1年前の調整委員会的时候にも御説明させていただいたかと思うんですけれども、一都三県の火光利用さばの漁獲実績に関しましては、県境が明確でないというところもありますが、東京都に報告をして、その中でTAC配分が東京都にされて、それを各県の漁業者が漁獲しているという形になります。

報告に関しては、各都県から実績として上げておりますので、その実績に関しては各都県の漁業者が取ったものという形で報告はされておまして、現行から大きな漁場の変更ですとか、そういったものがなければ、今のところ、特段の問題は生じないのではないかというふうには考えております。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。今、そういう形で御報告はされているということによろしいんですね。記載はされていないということなんでしょうか。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

統計資料で、どこの県の者が獲ったという形で公表されているようなものはないと思っております。

【石井会長】

黒沼委員、続けてどうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。というのは、海面の線引きが非常に不明確なところがあるということなので、これは結構難しい問題を含んでいるのかなと思ったものですから、何かの形で一都三県の中に入れ込んでおくことができないかと思ったということです。また何かあったときにお考えいただければと思います。よろしくお願いします。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

貴重な御意見、どうもありがとうございます。

そのほかに何か御意見、御質問等ございませんか。ほかに質問なければ、御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第3号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程します。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【篠原班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

水産課どうぞ。

【篠原班長】

先ほど、黒沼委員から御質問がありました漁獲の実績の報告ですとか、管理の件に

関しましては、再度御説明させていただくと、いわゆる漁獲割当てに関しては、報告は東京都にしております、その漁獲割当ても東京都にされております。そちらの割り振られたものを、千葉県の漁業者もその割当ての分を取っているという状況になっておりますので、補足して説明させていただきます。

【石井会長】

黒沼委員、今の補足でまた、前回の議題でしたけれども。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。それでは、ほかに何か御意見、御質問等ございませんか。

【黒沼委員】

すみません、1つよろしいですか。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。令和6年度で千葉県と静岡県が入漁しなかったという御説明がありましたが、これは特に何か理由というのはあったのでしょうか。

【篠原班長】

お話としてお聞きしているのが、棒受網の漁場が、主に東京都島部の南の方の海域ということで、そちらの方に漁場があまり形成されなかったと。具体的に言うと、三宅島ですとか、その辺が主漁場になるようですけども、その辺の漁場が形成されなかったということで、令和6年は千葉、静岡の実績がなかったと聞いております。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

どうもありがとうございます。はい、結構です。

【石井会長】

それでは、ほかに御質問、御意見等ございませんか。

ほかにないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第4号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間、許可の基準及び許可の有効期間について（諮問）」と、第5号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、第4号議案と第5号議案を一括上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【三井班長】

説明概要：当該漁業の許可にあたり、現行の許可方針及び制限措置等について、漁業種類の統合、操業区域の一部を変更した内容で定めるとともに、許可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問・協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございます。資料をじっくりと見ている時間がなかったので簡単な質問なんですけれども、昨年度から始めた方式ですが、基本的に、対人への許可というものが優先されていると思うんですけれども、その中で資源の数量管理に対してはどのような位置づけになっているか。直接的な管理ではなくて、間接的にしているという御説明を前回いただいたような気がするんですが、令和5年の、あるいは令和4年の結果から見て、何か解読できるようなことがあれば教えてください。

要するに、資源の管理としてはどういうふうに機能しているのか、ということが読み取れるかということです。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【三井班長】

漁業資源課です。ウナギの資源動向につきましては、国から報告があるので、それをもって、当課としても把握はしております。許可数量をもちまして、資源の動向がどうというところの把握はできていないのが現状です。ただ、当課としては、採捕

数量を決めているので、皆さん、量を守って採捕していることは逐時確認しております。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。何となく、大ざっぱに計算してみたところ、漁獲量が、人数が減っているということもあるので減ってはいるんですけども、1人当たりにしても少し減っているんですよね。この辺が、影響がどこかからあったのかなということで今、御質問をさせていただいたんですが、要は、漁師さんたちがきちんと持続的に獲れるようにしておきたいと思ったものですから、そういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですね。

【黒沼委員】

はい。

【石井会長】

ほかに御意見、御質問等ございましたらお願いします。

特に、ほかにないようですので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間、許可の基準及び許可の有効期間について（諮問）」と、第5号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案と第5号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示をする必要がございますが、公示に当たり県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

ありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第6号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

説明概要：令和5年9月1日免許の漁業権に協議の条件が付されている第2種共同漁業（小型定置漁業）の施設設置について、協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第6号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題（7）の「その他」ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。

特になければ、水産課からお願いいたします。

【篠原班長】

説明概要：令和6年7月16日に開催された千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会協議会での協議の結果、「千葉県中型まき網漁業の神奈川県海面への入漁についての協定」を現行どおりの内容で締結することとなった旨を報告。

【石井会長】

ただいまの報告について、御質問等ございましたらお願いいたします。

特になければ、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【高山副主査】

（事務連絡）

【石井会長】

それでは、これもちまして、第30回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時55分 閉会